

揭示事項 (通所介護・第1号通所事業)

令和7年4月1日現在

運営規程の概要

フリガナ	ゴセンチュウオウデイサービスセンター						サービスの種類	通所介護 第1号通所事業	
事業所名	五泉中央デイサービスセンター						事業所番号	1571700101	
所在地	〒959-1825 五泉市太田1133番地1						フリガナ	ヤバ ヒデオ	
							管理者	矢部 秀男	
連絡先	電話番号	0250-41-1212					FAX番号	0250-41-1213	
営業日	日	月	火	水	木	金	土	その他年間の休日	無 休
	○	○	○	○	○	○	○		
営業時間	平日	7:30~19:30					備 考	サービス提供時間 9:00~16:30 延長時間 7:30~9:00 16:30~19:30	
	土曜日	7:30~19:30							
	日曜・祝日	7:30~19:30							
利用料	法定代理受領分			厚生労働大臣が定める告示上の基準額の利用者負担分(別掲)					
	法定代理受領分以外			厚生労働大臣が定める告示上の基準額(別掲)					
その他の費用	食費720円、おむつ代実費、利用者の希望による日常生活費(身の回り品及び教養娯楽費)実費時間外600円/時間、キャンセル料720円(前日17時までの連絡は無料)								
通常の事業の実施地域	五泉市、新潟市、阿賀町								
	定 員	60名							

従業員の勤務体制

職 種	員 数	
	常勤	非常勤
生活相談員	6 (*1) (*2)	
看護職員	4 (*3)	1
介護職員	11	10
機能訓練指導員	4 (4)	
運転員・添乗員		2

*1 介護支援専門員兼務(1)
*3 生活相談員兼務(1)

※ () は看護職員の兼務

秘密の保持

- 当事業所の従業員は、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密については、正当な理由がない限り、決して漏らしません。
- 当事業者は、従業員が当事業所の従業員でなくなった後においても、当事業者の責任において、当該従業員が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
- 当事業所は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

利用料その他の費用の額

あなたがサービスを利用した場合にお支払いいただく利用者負担金は、原則として次の基本利用料の1割の額です。

《通所介護》…大規模型通所介護Ⅱ（所要時間7時間以上8時間未満の場合）の場合の例

・基本部分

要介護度	基本利用料	利用者負担金	
		(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
要介護1	6,070 円	607 円	6,070 円
要介護2	7,160 円	716 円	7,160 円
要介護3	8,300 円	830 円	8,300 円
要介護4	9,460 円	946 円	9,460 円
要介護5	11,220 円	1,122 円	11,220 円

・加算及び減算

当事業所の体制	加算		基本利用料	利用者負担金	
				(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
	延長加算 (※)	9時間以上10時間未満	0 円	0 円	0 円
		10時間以上11時間未満	0 円	0 円	0 円
		11時間以上12時間未満	0 円	0 円	0 円
○	入浴介助加算	I	400 円	40 円	400 円
○		II	550 円	55 円	550 円
	中重度者ケア体制加算		450 円	45 円	450 円
	生活機能向上連携加算	I 3月	100 円	10 円	100 円
		II 月	200 円	20 円	200 円
○	個別機能訓練加算	I □	760 円	76 円	760 円
○		II 月	200 円	20 円	200 円
○	ADL維持等加算(月)	I 月	300 円	30 円	300 円
		II 月	600 円	60 円	600 円
○	認知症加算		600 円	60 円	600 円
○	若年性認知症利用者受入加算		600 円	60 円	600 円
	栄養アセスメント加算		月 500 円	50 円	500 円
	栄養改善加算		2,000 円	200 円	2,000 円
○	口腔・栄養スクリーニング	I	200 円	20 円	200 円
○		II	50 円	5 円	50 円
○	口腔機能向上加算	I	1,500 円	150 円	1,500 円
○		II	1,600 円	160 円	1,600 円
○	科学的介護推進体制加算		月 400 円	40 円	400 円
○	サービス提供体制強化加算	I	220 円	22 円	220 円
		II	180 円	18 円	180 円
○	送迎が実施されない場合の減算(片道)		▲ 470 円	▲ 47 円	▲ 470 円
○	送迎時における居宅内介助の評価		送迎時に実施した居宅内での介助等に要する時間は、1日30分以内を限度として、通所介護を行うのに要する時間に含めることができる。(ただし、送迎時に居宅内の介助を行うものが、介護福祉士、介護職員初任者研修修了者等の介護職員や看護職員等である場合)		
	事業所と同一建物に居住する利用者へのサービス提供減算		0 円	0 円	0 円

(※) 延長加算を取得した他にさらに延長料金を徴収する場合は、当該利用料の徴収についての記載が必要。

《第1号通所事業》

・基本部分（1月につき）

要介護度	基本利用料	利用者負担金	
		(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
事業対象・要支援1	17,980 円	1,798 円	17,980 円
事業対象・要支援2	36,210 円	3,621 円	36,210 円

・加算及び減算（1月につき）

当事業所の体制	加算		基本利用料	利用者負担金	
				(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
○	若年性認知症利用者受入加算		2,400 円	240 円	2,400 円
	生活機能向上グループ活動加算		1,000 円	100 円	1,000 円
	栄養アセスメント加算		500 円	50 円	500 円
	栄養改善加算		2,000 円	200 円	2,000 円
○	口腔機能向上加算	I	1,500 円	150 円	1,500 円
○		II	1,600 円	160 円	1,600 円
	一体的サービス提供加算		4,800 円	480 円	4,800 円
	生活機能向上連携加算	I	1,000 円	100 円	1,000 円
		II	2,000 円	200 円	2,000 円
	事業所評価加算		1,200 円	120 円	1,200 円
○	科学的介護推進体制加算		4,000 円	400 円	4,000 円
○	サービス提供体制強化加算	I	要支援1	880 円	88 円
○			要支援2	1,760 円	176 円
	事業所と同一建物に居住する利用者へのサービス提供減算	I	0 円	0 円	0 円
		II	0 円	0 円	0 円
○	送迎時における居宅内介助の評価		送迎時に実施した居宅内での介助等に要する時間は、1日30分以内を限度として、通所介護を行うのに要する時間に含めることができる。（ただし、送迎時に居宅内の介助を行うものが、介護福祉士、介護職員初任者研修修了者等の介護職員や看護職員等である場合）		

《通所介護・第1号通所事業共通》

※以下の加算は区分支給限度額の算定対象外

当事業所の体制	加算	利用者負担金	
		(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	右記額の1割	所定単位数の9.2%
	介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	右記額の1割	所定単位数の9.0%
	介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	右記額の1割	所定単位数の8.0%
○	介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	右記額の1割	所定単位数の6.4%

事故発生時の対応

- 当事業所は、利用者に対する指定通所介護等の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 当事業所は、利用者に対する指定通所介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- 当事業所は、事故が発生した際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

緊急時における対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医への連絡を行う等必要な措置を講じます。

苦情処理の体制

・・・別紙のとおり

虐待防止

利用者の人権擁護、虐待の防止のため必要な措置を講じます。

非常災害時における対応方法

当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事業別の非常災害に関する具体的な計画として策定された非常時対応マニュアルに基づき速やかに対応いたします。

業務継続計画の策定

感染症や自然災害発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、その業務継続計画（BCP）に従い必要な措置を講じます。

衛生管理・感染症対策

利用者の使用する施設・食器その他の設備又は引用に供する水等について衛生的な管理に努め必要な措置を講じます。

事業所内において感染症の発生又はそのまん延防止のため必要な措置を講じます。